

令和6年5月30日
 福祉保健部感染症対策・薬務課

 新潟県感染症情報（週報速報版）をお知らせします
 （令和6年第21週：5月20日から5月26日まで）

◎新潟県感染症情報は「速報版」であり、前週公表した数値と異なる場合があります。

◆基本的な感染対策をお願いします。

- 発熱や咳などの症状がある場合は、外出を控えてください。
- やむを得ず外出される場合にはマスクを着用するとともに、手洗いの励行など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆咽頭結膜熱の警報を発令しています。（別紙1参照）

- 定点あたりの報告数が全県で 1.98 と前週の 1.69 に比べ増加しました。国の示す終息基準（定点当たり1）を下回るまで警報を継続します。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策の徹底をお願いします。

◆A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の警報を発令します。（別紙2参照）

- 定点あたりの報告数が全県で 8.20 と前週の 7.40 に比べ増加し、国の示す警報基準（定点当たり8）を超えたため、警報を発令します。国の示す警報終息基準（定点当たり4）を下回るまで、警報を継続します。
- 「飛沫感染」、「接触感染」が主な感染経路のため、マスクの着用や手洗いの励行が予防に有効です。
- 適切な診断と治療を早期に受ければ、経過は良好です。咽頭痛等がある場合は早めに医療機関を受診しましょう。

◆梅毒の届出がありました。（別紙3参照）

全県に警報を発令している疾病：咽頭結膜熱（警報基準3、終息基準1）
 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準8、終息基準4）

国の示す警報基準以上となった管内のある疾病：
 ○咽頭結膜熱（警報基準3）：新発田、三条
 ○A群溶血性レンサ球菌咽頭炎（警報基準8）：新発田、三条、南魚沼、村上、佐渡、上越
 ○手足口病（警報基準5）：魚沼

 ●今週の
 トピック

●定点報告

●全数報告

1類感染症	届出なし				
2類感染症	結核	新潟市	三条	うち無症状病原体保有者 (新潟市1)	
		4	1		
3類感染症	届出なし				
4類感染症	レジオネラ症	1件	新潟市保健所管内	患者	50歳代男性
	劇症型溶血性レンサ球菌 感染症	4件	新潟市保健所管内	患者	90歳代男性
			新潟市保健所管内	患者	60歳代男性
			三条保健所管内	患者	70歳代女性
5類感染症			上越保健所管内	患者	80歳代男性

侵襲性肺炎球菌感染症	2件	新発田保健所管内	患者	70歳代男性
		長岡保健所管内	患者	70歳代男性
梅毒	4件	新潟市保健所管内	無症状病原体保有者	20歳代女性
		新潟市保健所管内	患者	70歳代男性
		三条保健所管内	患者	20歳代女性
		長岡保健所管内	患者	40歳代男性

今回は令和6年6月6日（木）発行予定です。

福祉保健部感染症対策・薬務課感染症対策班
電話 025-256-8748(内線 2769)

5類感染症定点把握対象疾患(週報届出分)地域振興局等管内別報告数

令和6年第21週:5月20日から5月26日まで

		県計	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
インフルエンザ	実数	12	6	1		3								2	
	定点当	0.14	0.24	0.14		0.38								0.67	
新型コロナウイルス感染症	実数	321	92	32	11	21	57	9	23	12	21	12	3	12	16
	定点当	3.69	3.68	4.57	3.67	2.63	4.38	3.00	7.67	4.00	4.20	4.00	1.00	4.00	2.00
RSウイルス感染症	実数	111	20	2	1	2	24	1		3	4		3	8	43
	定点当	2.02	1.25	0.50	0.50	0.40	3.00	0.50		1.50	1.33		1.50	4.00	8.60
咽頭結膜熱	実数	109	28	19	2	26	14			3	4		3		10
	定点当	1.98	1.75	4.75	1.00	5.20	1.75			1.50	1.33		1.50		2.00
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	実数	451	99	39	5	102	50	3	17	12	14	8	24	20	58
	定点当	8.20	6.19	9.75	2.50	20.40	6.25	1.50	8.50	6.00	4.67	4.00	12.00	10.00	11.60
感染性胃腸炎	実数	281	79	33	3	24	48	4			26	19	1	3	41
	定点当	5.11	4.94	8.25	1.50	4.80	6.00	2.00			8.67	9.50	0.50	1.50	8.20
水痘	実数	12	9			3									
	定点当	0.22	0.56			0.60									
手足口病	実数	35	12			1	2	10	1						9
	定点当	0.64	0.75			0.20	0.25	5.00	0.50						1.80
伝染性紅斑	実数	2	1												1
	定点当	0.04	0.06												0.20
突発性発疹	実数	25	2	1	1	7	2				2			1	9
	定点当	0.45	0.13	0.25	0.50	1.40	0.25				0.67			0.50	1.80
ヘルパンギーナ	実数	5						2	1						2
	定点当	0.09						1.00	0.50						0.40
流行性耳下腺炎	実数	5	1			1	1		1		1				
	定点当	0.09	0.06			0.20	0.13		0.50		0.33				
急性出血性結膜炎	実数														
	定点当														
流行性角結膜炎	実数	2	2												
	定点当	0.20	0.40												
細菌性髄膜炎	実数														
	定点当														
無菌性髄膜炎	実数	1	1												
	定点当	0.08	1.00												
マイコプラズマ肺炎	実数	1												1	
	定点当	0.08												1.00	
クラミジア肺炎(オウム病を除く)	実数														
	定点当														
感染性胃腸炎(ロタウイルスに限る)	実数														
	定点当														

※新津は、新潟地域振興局管内(五泉市、阿賀町)
 実数:指定届出機関(定点医療機関)からの患者報告の総数
 定点当:実数を指定届出機関(定点医療機関)の総数で除したもの

咽頭結膜熱について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第21週（5月20日～5月26日）の定点当たり報告数は全県で **1.98** となり、前週の **1.69** に比べ増加しました。終息基準（定点当たり1）を下回るまで警報を継続します。

2 咽頭結膜熱とは

- 咽頭結膜熱は、アデノウイルスの感染により、発熱（38～39度）、のどの痛み、結膜炎といった症状を来す、小児に多い病気です。
- 高熱が比較的長く（5日前後）続くことがあります。特別な治療法はありませんが、ほとんど自然に治ります。吐き気、頭痛の強いとき、せきが激しいときは早めに医療機関に相談してください。
- 通常は6月頃から徐々に流行しはじめ、7～8月にピークとなります。冬場でも感染が流行することもあります。

3 予防方法

- 主な感染経路は、飛沫感染あるいは接触感染です。プールでの接触やタオルの共有により感染することもあるため、プール熱と呼ばれることもありますが、近年ではタオルの共有が減った等の理由からプールにおける集団感染の報告はみられなくなっています。
- アルコール消毒が効きにくいいため、石けんと流水による手洗い、うがい、咳エチケットといった基本的な感染対策が大切です。
- 感染者との密接な接触は避け、タオル等は別に使用してください。
- 症状が消退後1か月程度は、感染者の便の中にはウイルスが含まれます。トイレの後やおむつ交換の後、食事の前には手洗いを心がけましょう。
- 症状があるときは外出を控え、無理に登園や登校はしないようにしましょう。

4 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、主要症状が消退した後2日を経過するまでが出席停止となります。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。

5 参考

- 厚生労働省「咽頭結膜熱について」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/01.html>
- 国立感染症研究所「咽頭結膜熱とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/adenopfc.html>
- 子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2023（令和5）年5月一部改訂）」
https://www.zenshihoren.or.jp/uploads/topics_download/20230509093415.pdf
- 日本小児科学会 予防接種・感染症対策委員会「学校、幼稚園、認定こども園、保育所において予防すべき感染症の解説（2023年5月改訂版）」
https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/yobo_kansensho_20230531.pdf

A群溶血性レンサ球菌咽頭炎について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 流行状況

- 令和6年第21週（5月20日～5月26日）の定点当たり報告数は全県で **8.20** と、前週の **7.40** に比べ増加しました。国の示す警報基準（定点当たり8）を超えたため、警報を発令します。
- 国の示す警報終息基準（定点当たり4）を下回るまで、警報を継続します。
- 引き続き十分な注意が必要です。下記3を参考に、予防を心がけましょう。

2 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは

- A群レンサ球菌による上気道の感染症です。レンサ球菌は、菌の侵入部位や組織によって多様な臨床症状を引き起こします。日常よくみられる疾患として、急性咽頭炎の他、膿痂疹、蜂巣織炎などがあります。
- 病原体は、A群溶血性レンサ球菌 (*Streptococcus pyogenes*) です。典型的には、2～5日の潜伏期間の後、突然38℃以上の発熱、咽頭発赤、莓状の舌などの症状が現れます。また、しばしば嘔吐を伴います。熱は3～5日以内に下がり、1週間以内に症状は改善します。
- ただし、まれに重症化し、喉や舌、全身に発赤が広がる「猩紅熱（しょうこうねつ）」に移行することがあります。合併症には肺炎、髄膜炎、敗血症、リウマチ熱、腎炎などがあります。

3 予防方法

- 患者の咳やくしゃみなどのしぶきに含まれる細菌を吸い込むことによる「飛沫感染」、あるいは、細菌が付着した手で口や鼻に触れることによる「接触感染」が主な感染経路です。
- 予防方法は石けんと流水による手洗いと咳エチケットが有効です。
- 咽頭痛がある場合は早めに医療機関等を受診し、検査を受けましょう。

4 治療方法

- 抗生物質による治療を行います。腎炎などの合併症を防ぐため、症状が改善しても主治医に指示された期間、薬を飲むことが大切です。
- 喉の痛みがひどい場合は柔らかく薄味の食事を工夫し、水分補給を心がけましょう。

5 学校保健安全法における扱い

- 学校保健安全法には明確に規定されていません。
- 登校登園については、医師の指示に従ってください。

6 参考

- 国立感染症研究所「A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/340-group-a-streptococcus-intro.html>

梅毒について

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課

1 梅毒とは

- 梅毒は、梅毒トレポネーマという病原菌によって起こされる性感染症です。この細菌は、主に性交渉中に感染部位と粘膜や皮膚が接触することにより、人から人へと感染します。
- 梅毒に感染すると、初期には感染がおきた部分（陰部、口唇部、口腔内、肛門部等）にしこりができます。数か月後には、リンパ腺が腫れる、手のひら・足の裏・体全体に赤い発しんが出ることがあります。
- 梅毒に感染している妊娠中の女性では、胎盤を通じて胎児に感染し、死産、早産、新生児死亡、奇形（先天梅毒）が起こることがあります。

2 対応・予防方法

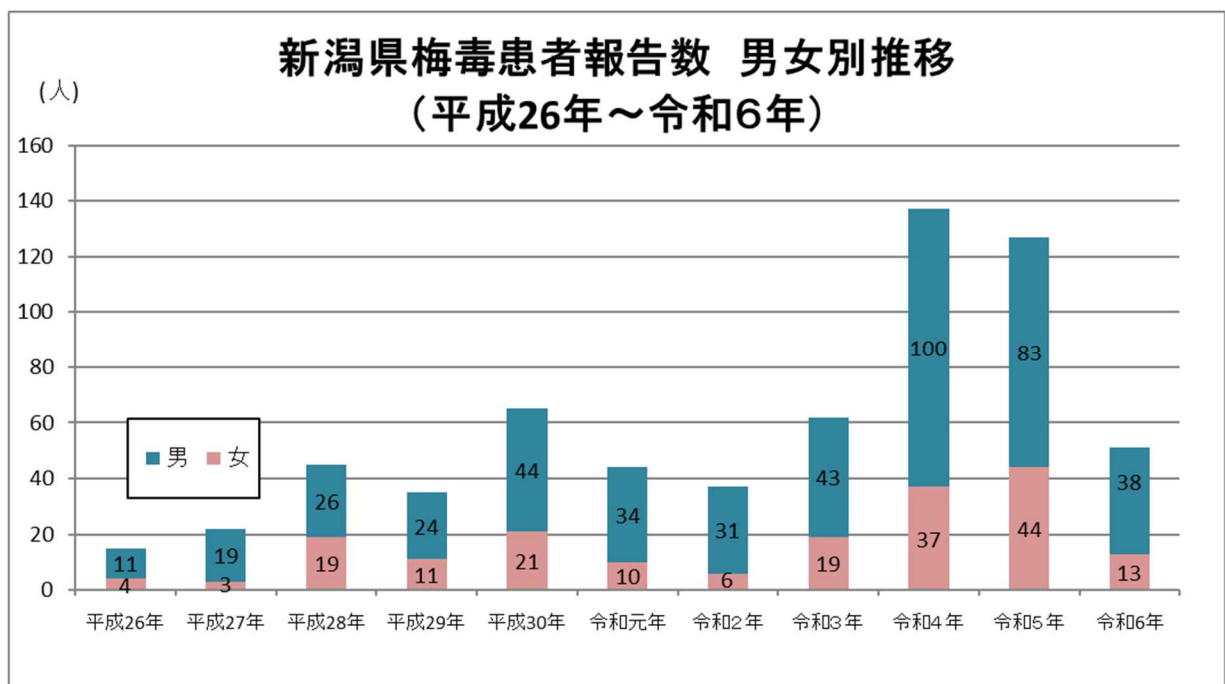
- 梅毒は早期の薬物治療で完治が可能ですが、診断の遅れから脳や心臓に合併症を起こすことがあります。そのため、特に陰部にいつもと違う分泌物、傷、発疹などが出現したときには、性交渉を控え、できるだけ早く医療機関を受診することが大切です。
なお、新潟県及び新潟市の保健所では梅毒の無料匿名検査を実施しています。
- 梅毒の感染を予防するには性交渉の際にコンドームを使用することが重要です。

3 届出状況

- 全国・新潟県ともに届出数が多い傾向が続いていますので、引き続き十分な注意が必要です。

届出数		令和4年	令和5年	令和6年
新潟県	計	137	127	51
	男性	100	83	38
	女性	37	44	13
全国	計	12,966	14,906	4,974
	男性	8,535	9,608	3,129
	女性	4,429	5,298	1,845
	不明	2	-	-

令和6年5月26日現在（全国は令和6年5月19日現在）



保健所・疾患・施設種別 感染症集団発生等報告数(第21週)

令和6年5月20日～令和6年5月26日

インフルエンザ	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)													
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

新型コロナウイルス感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)											1		
老人福祉施設(施設数)	3			1	2								
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)						1							
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

感染性胃腸炎	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)	4		1		1	2						1	
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

その他の感染症	新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	柏崎	十日町	上越	糸魚川	佐渡
児童福祉施設(施設数)		3	1	1	1	1	1	3		1	1		
老人福祉施設(施設数)													
障害福祉サービス事業所／ 身体障害者社会参加支援施設 (施設数)													
保護施設(施設数)													
その他の施設(施設数)													

※その他の感染症:発熱・風邪症状(RS、ヘルパンギーナ含む)、手足口病等

○ 報告の要件

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合